◇**環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行令**（政令第二二九号）（農林水産省）

1　林業・木材産業改善資金及び経営等改善資金の償還期間の特例に関する償還期間の延長幅等を定めることとした。（第一条及び第二条関係）

2　種苗法に基づく出願料及び登録料の軽減の申請手続並びに出願料及び第一年から第六年までの各年分の登録料の四分の三に相当する額を軽減することを定めることとした。（第三条及び第四条関係）

3　持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行令は、廃止することとした。（附則第二項関係）

4　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令について所要の改正を行うこととした。（附則第三項関係）

5　この政令は、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律の農林水産省関係規定の施行の日から施行することとした。

◇**農業委員会等に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第二三〇号）（農林水産省）

1　都道府県知事の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構の役員又は職員がその業務に係る職務に関し、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときに二年以下の懲役に処せられる業務として、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律及び地球温暖化対策の推進に関する法律に規定する、農地の転用等に係る計画について農業委員会に対し意見を述べる業務を加えることとした。（本則関係）

2　この政令は、令和四年七月一日から施行することとした。

◇**農林水産省組織令の一部を改正する政令**（政令第二三一号）（農林水産省）

1　次に掲げる事務を大臣官房新事業・食品産業部及び同部新事業・食品産業政策課から農村振興局及び同局農村政策部都市農村交流課に移管することとした。（第三条、第九条、第二二条及び第七八条関係）

㈠　農林水産業及び食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業に関する新たな事業の創出に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務のうち、地域資源を活用した農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務

㈡　農林水産物の生産された地域における当該農林水産物の消費の増進、改善及び調整に関する総合的な政策の企画及び立案に関する事務

2　この政令は、令和四年七月一日から施行することとした。

◇**特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令**（政令第二三二号）（環境省）

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第四二号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和四年七月一日とすることとした。

法　律

高圧ガス保安法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年六月二十二日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第七十四号

高圧ガス保安法等の一部を改正する法律

（高圧ガス保安法の一部改正）

第一条　高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章の二　完成検査及び保安検査に係る認定（第三十九条の二―第三十九条の十二）」を「第三章の二　完成検査及び保安検査に係る認定（第三十九条の二―第三十九条の十二）　第三章の三　認定高度保安実施者（第三十九条の十三―第三十九条の二十七）」に改める。

第三条第一項第二号中「エヤコンディショナー」を「エアコンディショナー」に改め、同項中第六号を削り、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第五項に規定する運行の用に供する自動車（政令で定める種類のものに限る。）の装置（政令で定めるものに限る。）内における高圧ガス

第三条第一項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八　電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第十八号の電気工作物（政令で定めるものに限る。）内における高圧ガス

第三条第二項中「及び第六十条」を「、第六十条及び第六十一条」に、「デシリットル」を「デシリットル」に改める。

第八条第一号中「第三十九条の十二第一項第四号」の下に「、第三十九条の十五第一項第一号及び第二項、第三十九条の二十第一項第四号、第三十九条の二十二第一項」を加える。

第二十三条第二項中「（昭和二十六年法律第百八十五号）」を削る。

第二十七条の二第六項中「又は第四項」を「若しくは第四項」に、「又は保安係員」を「若しくは保安係員」に改める。

第三十八条第一項第三号中「又は第三項」を「若しくは第三項」に、「受けない」を「受けず、又は第三十九条の二十二第一項の完成検査を行わない」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第三十九条の十二に次の一項を加える。

3　認定完成検査実施者又は認定保安検査実施者が次条の認定を受けたときは、当該認定完成検査実施者に係る第二十条第三項第二号の認定又は当該認定保安検査実施者に係る第三十五条第一項第二号の認定は、その効力を失う。

第三章の二の次に次の一章を加える。

第三章の三　認定高度保安実施者

（認定）

第三十九条の十三　第一種製造者は、経済産業省令で定めるところにより、第五条第一項の許可に係る事業所ごとに、高度な保安を確保することができると認められる旨の経済産業大臣の認定（以下この章において単に「認定」という。）を受けることができる。